

助成金

足場の組立て等の業務に係る特別教育

1 教育の目的

労働安全衛生規則の一部改正（平成27年7月1日施行）により、足場からの墜落防止対策が強化され、足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象とした特別教育の受講が義務付けられたことから実施するもの。

2 受講対象

満18歳以上で、足場の組立て・解体又は変更の作業の業務に従事する者。

※受講対象外の者（下記①～④のいずれかの該当者）

①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了している者。

②年少者労働基準規則第8条第25号において、地上又は床上で補助作業を行う者。

③とびの1級又は2級の技能検定に合格した者。

④とび科の職業訓練指導員免許を受けた者。

3 科目及び時間（休憩時間は1時間毎に5分間）

科 目	時 間	時 間 割 (昼休み時間)
足場及び作業の方法に関する知識	3	8 : 5 0 ~ 1 2 : 0 0 (12:00~12:45)
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 1 5
労働災害の防止に関する知識	1.5	1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 5 0
関 係 法 令	1	1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 5 5

4 受講料（テキスト代810円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
9, 2 8 0 円	9, 2 8 0 円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金810円を差し引いた8,470円の受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

7 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具・マスク

8 実施日・会場

実施日 第1回 令和3年4月9日
第2回 令和3年8月6日
第3回 令和3年11月18日
第4回 令和4年2月17日

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563